

# 使用前検査合格証

原規規発第 2107083 号

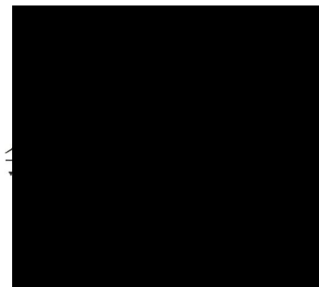
関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

平成29年12月15日付け関原発第343号（平成30年3月16日付け関原発第427号、平成30年4月20日付け関原発第62号、平成30年6月25日付け関原発第158号、平成30年7月4日付け関原発第201号、平成30年12月5日付け関原発第414号、平成31年2月6日付け関原発第517号、2019年5月16日付け関原発第61号、2019年6月28日付け関原発第121号、2019年7月25日付け関原発第167号、2019年9月2日付け関原発第216号、2020年3月24日付け関原発第640号、2020年3月30日付け関原発第650号、2020年4月7日付け関原発第30号、2020年8月21日付け関原発第239号、2021年1月25日付け関原発第545号、2021年5月12日付け関原発第60号及び2021年5月21日付け関原発第125号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和3年 7月 27日

原子力規制委員



# 使用前検査合格証

原規規発第 2107083 号  
20210721保第14号

関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝 殿

平成30年4月20日付け関原発第68号（平成30年6月25日付け関原発第159号、平成31年2月6日付け関原発第518号、2020年3月24日付け関原発第641号、2020年4月7日付け関原発第31号、2020年8月21日付け関原発第240号、2021年1月25日付け関原発第546号、2021年5月12日付け関原発第61号及び2021年5月21日付け関原発第126号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定に基づき、合格とします。

令和3年7月27日

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘

# 使用前検査合格証

原規規発第 2107083 号  
20210721保第14号

関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝 殿

平成29年12月15日付け関原発第344号（平成31年2月6日付け関原発第519号、2019年10月10日付け関原発第298号、2020年3月24日付け関原発第642号、2020年4月7日付け関原発第32号、2020年8月21日付け関原発第241号、2021年1月25日付け関原発第547号、2021年5月12日付け関原発第62号及び2021年5月21日付け関原発第127号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定に基づき、合格とします。

令和3年7月27日

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘志

# 使用前検査合格証

原規規発第2107083号  
20210721保第26号

関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝 殿

2020年9月3日付け関原発第300号（2021年1月25日付け関原発第552号、2021年5月12日付け関原発第67号及び2021年5月21日付け関原発第132号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定に基づき、合格とします。

令和3年7月27日

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘

# 使用前検査合格証

原規規発第 2107083 号

20210721保第29号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝 殿

2020年9月3日付け関原発第301号（2021年1月25日付け関原発第553号、2021年5月12日付け関原発第68号及び2021年5月21日付け関原発第133号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定に基づき、合格とします。

令和3年7月27日

原子力規制委員会

経済産業大臣 梶山 弘